



平成23年4月1日号

避難所でお過ごしのみなさま

4月号の「市政だより」ができました。震災により、配送が遅れてご心配をおかけしておりますが、6日までには全ての避難所にお届けできる予定です。被災した方々への弔慰金・見舞金・生活再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付、各種減免について掲載しておりますが、まだ受付準備が整っていない制度もあります。このため、制度の内容を紹介するための専用ダイヤルを本日から運用開始いたしました。番号等、詳しくは2ページをお読みください。

新しい年度を迎えても、多くの方々が依然としてさまざまな困難を抱えたままであり、収まらない余震のせいで、新たな建物被害や地割れが発生するなど、今なお厳しい状況が続いています。

例年に比べ気温の低い日が続いており、環境改善のため、少人数の避難所のみなさまには、順次、市民センターなどにお移りいただいております。ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

3月31日現在 市内では 55 箇所 / 3758 人の方が避難所で暮らしています

青葉区	6 箇所	148 人
宮城野区	16 箇所	1459 人
若林区	22 箇所	1911 人
太白区	9 箇所	181 人
泉区	2 箇所	59 人

避難所を出られたお知り合いの中に、通信の情報を必要とされている方がおられた場合、是非お伝えください。よろしく願いいたします。

< 各区災害対策本部 >

青葉区	0 2 2 - 2 2 5 - 7 2 1 1 (代)
宮城野区	0 2 2 - 2 9 1 - 2 1 1 1 (代)
若林区	0 2 2 - 2 8 2 - 1 1 1 1 (代)
太白区	0 2 2 - 2 4 7 - 1 1 1 1 (代)
泉区	0 2 2 - 3 7 2 - 3 1 1 1 (代)

1. 「被災者支援情報ダイヤル」および「被災者支援相談窓口」を設置しました。

支援制度ごとの内容の紹介や、窓口・連絡先などに関する情報提供のため、

「被災者支援情報ダイヤル」を設置しました。

0 2 2 - 2 1 4 - 3 8 0 5

で受け付けいたします。

開設：4月1日から当分の間 4月中は土日・祝日も開設しています
時間：午前9時～午後5時

また、市役所本庁舎8Fホールに、面接で相談をお受けする

「被災者支援相談窓口」も設置します。開設期間や受付時間は情報ダイヤルと同じですが、面接相談の受け付けは午後4時30分までです。

面接相談でお受けできる内容は

- ・ 被災に伴う住宅・敷地の安全性 / 住宅の確保 / 住宅の建て替えや改修等 / 住宅の建設・購入等の融資に関する相談
- ・ 災害により死亡された方のご遺族への弔慰金 / 重度の障害を受けた方への見舞金 / 負傷された方または住居・家財に被害を受けた方の生活再建に必要な資金 / 住宅が全壊・半壊等の被害を受けた方の生活再建支援金に関する相談・申請受付
- ・ 母子寡婦福祉資金に関する相談 / その他

窓口では、り災（届出）証明申請の受け付けも行っています（各区役所・総合支所固定資産税担当課でも受け付けています）

窓口は大変混雑することが予想されますので、事前に上記ダイヤルにお電話いただき、混雑の状況、相談内容をご確認の上、ご来場ください。

避難所のみなさまを対象に「巡回相談」の実施も予定しています。日時等が決まり次第お知らせいたします。

インターネットに接続できる方は、仙台市ホームページの「被災された方々への各種支援制度」もご利用ください。

<http://www.city.sendai.jp/> トップページからお入りいただけます

2. 雇用保険の特例措置について

雇用保険失業給付を受給中の方・・・

- ・災害のため、指定された失業の認定日にやむをえずハローワークに来所できないときは、電話で認定日の変更ができます。

震災で休職を余儀なくされている方・・・

- ・今回の震災で、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされて、賃金を受け取ることができない方は、離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）が受給できます。
- ・一時的に離職を余儀なくされた方は、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業給付を受給できます。

これらは、雇用保険に6ヵ月以上加入していることが条件です

- ・交通の途絶や遠隔地への避難で居住地のハローワークに行けないときは、来所可能なハローワークで失業給付の手続きができます。

特別相談窓口の設置

- ・雇用保険給付、離職した方の職業紹介、新規学校卒業予定者などの採用内定取り消しに関する事などについて、ハローワークに相談窓口を設置しています。

ハローワーク仙台 022 - 299 - 8811

3 . 緊急小口資金特例貸付 の受付について

震災で生活資金にお困りの方が、最大20万円まで無利子で借りることができる「生活福祉資金(緊急小口資金)」の貸付につきましては、3月いっぱい申請のための特設窓口は終了いたしました。仙台市民のみなさま向けに、4月中旬から 仙台市社会福祉協議会 (福祉プラザ 青葉区五橋2-12-2 電話 022-223-2142)に窓口を設置いたします。

詳しい日程・受付時間等につきましては、決まり次第お知らせいたします。

なお、他市町村の方の申請は、それぞれの市町村の社会福祉協議会が受け付けることになっていますが、まだ体制が取れていないところもありますので、宮城県社会福祉協議会(電話 022-225-8478)にお問い合わせください。

4 . 「わくわく映画館」(移動映画館)の開催

避難所のみなさまに、昔なつかしい16ミリ映画をお届けいたします。

上映作品は、

カウソ親子の冒険(19分)

まほうのおとしあな(13分)

学校だいすき(20分)

ピーターと狼(14分)

の4本で、合計で約1時間です。お子さんたちと一緒に、みなさんでお楽しみください。

(上映作品は変更する場合があります)

実施を希望される場合は

仙台市生涯学習課 電話022-214-8887

までご連絡ください。日程・時間について調整させていただきます。